

## 改正自然公園法等に係る施行規則・通知の改正（案）について（報告）

## I. 省令・通知に係る主な制定・改正内容【法改正関係】

No	関係する改正自然公園法等の内容	省令改正（案）の内容	通知改正（案）の内容	備考（通知名等）
1	【法改正】 利用拠点整備改善計画、自然体験活動促進計画関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>各計画に係る法定協議会を組織した際の公表内容やその方法について定める。</li> <li>協議会による公園計画の変更・公園事業の決定等の提案に係る添付書類を定める。</li> <li>各計画の認定申請に係る記載事項や添付書類を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各計画の運用に係る取扱要領を新たに整備する（協議会の組織に当たっての考え方や認定の際の留意事項等）。</li> <li>「質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項」を公園計画に記載する際のポイントについて整理する。</li> <li>公園計画の変更、公園事業の決定等の提案に係る手続を整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用拠点整備改善計画作成要領（新規）</li> <li>自然体験活動促進計画作成要領（新規）</li> <li>国立公園の公園計画等の見直し要領について（改正）</li> <li>国立公園事業の決定等の取扱細目（改正）</li> </ul>
2	【法・政令改正】 クマ・サルなど野生動物の餌付けや接近等の規制による公園利用に係る支障の防止予防	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用のための規制（法第37条）の取扱要領を新たに整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用のための規制取扱要領（新規）</li> </ul>
3	【法改正】 審議会の意見を聴くことを要しない軽微な公園事業の決定等に係る規定の整備	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会への諮問を要しない軽微な国立公園事業の決定等に係る手続を整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園事業の決定等の取扱細目（改正）</li> <li>国立公園に係る公園事業の決定、変更及び廃止について（改正）</li> </ul>
4	【法改正】 公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園事業の譲渡承継手続きについて、添付書類や申請書記載事項を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園事業の譲渡承継に係る承認の基準の整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園事業取扱要領（改正）</li> </ul>
5	【法改正】 公園管理団体の業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理団体について保護や施設管理の業務の実績がある会社、森林組合を指定の対象とできるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理団体の指定の申請に係る添付書類の簡素化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理団体取扱指針（改正）</li> </ul>
6	【政令改正】 環境大臣が指定する道路（未舗装の歩道）における車馬使用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の「車馬使用規制区域」の許可基準を踏まえ、新たに許可の基準を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車馬使用規制道路の指定要件及び指定に当たっての留意事項を追記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園の公園計画作成要領（改正）【再掲】</li> </ul>

## II. 省令・通知の主な改正内容【既存の運用関係】

No	内容	省令改正（案）の内容	通知改正（案）の内容	備考（通知名等）
1	公園計画関係 （改正）	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営計画において定めている「当該公園の望ましい姿とその管理運営方針」を公園計画の基本方針に移行させる（※詳細は別紙参照）。</li> <li>・現行の利用調整地区の指定要件について「自然環境の保全」に特化しているため、「質の高い自然体験活動の促進」という観点を強調する修正を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園の公園計画作成要領（改正）</li> <li>・国立公園の公園計画等の見直し要領について（改正）等</li> </ul>
2	管理運営計画関係 （改正）	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園計画と管理運営計画の役割を再整理したことを踏まえた目次の見直しを図るとともに、総合型協議会の設置を必須としない等、作成手続きの簡素化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園管理運営計画作成要領（改正）</li> </ul>
3	公園事業の決定関係 （改正）	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園地等の付帯施設として新たに野営場事業を含める場合は、「決定すべき国立公園事業の位置及び規模」として最大宿泊者数を追加することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園事業の決定等の取扱細目（改正）等</li> </ul>
4	公園事業の執行関係 （改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業の執行の認可の申請等について手続きの簡素化を図る（添付書類の簡素化や、変更認可等を要しない公園事業の軽微変更事項の追加等）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場、園地、宿舎、避難小屋の付帯施設として野営場事業を位置づけられるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園事業取扱要領（改正）</li> </ul>
5	行為許可・届出関係	<p>【特別地域等において規制対象としている行為に係る許可基準の追加・変更】 ※主なものは以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「支障木の伐採を僅少とすること」が許可基準として既に設けられている工作物の許可基準として「申請に係る場所が、過去5年以内において、別の目的のために許可を受けて木竹を伐採した場所でないこと」を追加する。</li> <li>・工作物の新築等のうち、照明装置を用いて自然物を照らすものについての基準を新たに設ける。</li> </ul> <p>【特別地域等において許可又は届出を要しない行為の追加・変更等】 ※主なものは以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根に太陽光発電施設を設置すること（色彩は目立ちにくいものに限定）</li> <li>・国立公園にあっては環境省、国定公園にあっては都道府県が、立入防止柵や登山者カウンター等の一定の規模以下の仮設工作物を設置すること</li> <li>・公園管理団体として業務のために必要な行為であって、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事に提出されたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令で定められた許可基準の細部解釈について、具体化を図る。</li> <li>・太陽光発電施設の許可審査に係るガイドラインを新たに整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（改正）等</li> </ul>
6		<p>【省令関係】その他、様式の改正や地方環境事務所長への権限委任等、所要の改正を行う。</p> <p>【通知関係】その他、事務の簡素化等の観点から、通知の統廃合や様式修正等の所要の改正を行う。</p>		